



各位

2006年4月12日
ミニストップ株式会社
証券コード: 9946

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2006年4月12日開催の取締役会において、2006年5月16日開催予定の第27期定期株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

【 変更の理由 】

①「会社法」(平成17年法律第86号)が2006年5月1日に施行されることに伴い所要の規定を新設、また、呼称および引用条文等が変更になったことからその修正ならびに条数変更を行うものであります。

②「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が2005年2月1日に施行され、電子公告が認められたことから、インターネットの普及率が高まっていること、従来の新聞紙面の公告ではなく所要のホームページに公告を掲載することによる公告機能の利便性の向上、公告掲載費用の削減等に鑑み、電子公告制度の採用ならびに予備的公告方法を定めるため所要の変更を行うものであります。

この件に関するお問い合わせ先は

ミニストップ株式会社

経営企画室 IR広報担当 須藤・佐藤・山盛
TEL043-212-6477



木を植えています

私たちはイオンです

「変更の内容」

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、ミニストップ株式会社と称する。 英文では、MINISTOP CO.,LTD. と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食料品、家庭用品、日用品雑貨、電気製品、家具製品、衣料品、化粧品、装飾品雑貨、書籍、動物、植物、スポーツ用品、携帯電話および簡易型携帯電話等の通信機器、貴金属、宝石、美術品の小売ならびにこれに関連する物品の製造、加工、卸売および輸出入 2. 米穀、塩、たばこ、郵便切手類、印紙および古物の販売 3. 酒類の小売、卸売および輸出入 4. 医薬品、医薬部外品、医療用具、化学工業薬品、動物用医薬品、農薬、毒物、劇物、石油、ガス類、肥料、飼料および計量器の販売および輸出入 5. 乗車券、航空券、乗船券、各種チケット、宝くじ等の販売および取次業 6. 住民票、戸籍、印鑑証明書等に関する受託収納代行 7. 電気、ガス、水道、放送受信等に関する公共料金収納代行業務ならびに通信販売等に関する代金の受託収納代行 8. 代金前払方式での磁気カードおよび商品券の発行ならびに販売 9. 薬局、飲食店、遊戯場、スポーツ施設、学習塾、プレイガイド、カルチャーセンター、駐車場およびガソリンスタンドの経営 10. 自動車、オートバイ、自転車、軽車両、運搬車およびこれらの部品、付属品等の販売、輸出入および賃貸ならびに自動車整備業 	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第2条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>11. 情報処理サービス業および情報提供サービス業、労働者派遣事業、電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網の有償提供およびその代理業</p> <p>12. ゲーム機器、ゲーム・ミュージック・映像ソフトおよびコンピュータソフトウェアの製造、販売、輸出入、賃貸ならびにその取次業</p> <p>13. インターネット等の通信システムを利用した情報の収集処理及び販売並びに各種情報提供サービス業</p> <p>14. ビルメンテナンス業、ビル警備業、クリーニング業および商品棚卸受託業</p> <p>15. 写真業、自動車運送事業、貨物運送取扱事業、旅行業法に基づく旅行業および印刷出版に関する業務</p> <p>16. 不動産および店舗、店舗設備、什器備品の売買、賃貸、仲介、管理ならびに土木建築工事、室内装飾の請負業</p> <p>17. 金銭の貸付および金銭の貸借の媒介・保証・集金の代行、有価証券の投資・運用・売買ならびにクレジットカード業、クレジットカード取次業および総合リース業</p> <p>18. 有価証券売買、売買等の媒介、取次、代理業務</p> <p>19. 外国為替取引業および両替業</p> <p>20. 商品棚卸、ビルメンテナンス、塵芥収集等各種委託取次業</p> <p>21. 損害保険代理業および生命保険募集に関する業務</p> <p>22. 前各号に掲げる事業に関するフランチャイズシステムによるコンサルタント業</p> <p>23. 前各号に掲げる事業に係る技術援助・指導ならびに投資に関する事業</p> <p>24. 前各号の事業への投資および融資</p> <p>25. 前各号に関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(公告方法) 第4条 <u>当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 <u>当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> <p>(公告方法) 第5条 <u>当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>第2章 株 式</p> <p>(株式の総数、1単元の株式の数および単元未満株式の不発行)</p> <p>第5条 <u>当会社の発行する株式の総数は、88,000,000株とする。ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。</u></p> <p>② <u>当会社の1単元の株式の数は、100株とする。</u></p> <p>③ <u>当会社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式数)</p> <p>第6条 <u>当会社の発行可能株式総数は、88,000,000株とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>② (削 除)</p> <p>③ (削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 <u>当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 <u>当会社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>② <u>当会社は、前条の規定にかかわらず単元未満株式数に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第9条 <u>当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第7条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式の売渡すべき旨を請求することができる。ただし、当社が当該請求に係る株式を保有していない場合、この限りではない。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示または抹消、株券の交付、諸届出の受理、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取および買増、株券喪失登録等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示または抹消、諸届出の受理、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取および買増、株券喪失登録等株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が当該請求に係る株式を保有していない場合、この限りではない。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、毎決算期最終の株主名簿および実質株主名簿に記載（記録を含む。以下同じ）の株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日における株主名簿および実質株主名簿に記載の株主または登録質権者をもってその権利を行使することができる株主または質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期および場所)</p> <p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p> <p>② 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、千葉市において招集することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第12条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、<u>取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集する</u>。取締役社長に事故あるときは、取締役会で定める順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>② 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、取締役会で定める順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期および場所)</p> <p><u>第13条</u> 当社の定時株主総会は、<u>基準日</u>の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会は、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会で定める順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>② (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除いて、<u>出席株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② 商法第343条第1項に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 <u>株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、あらかじめ株主総会ごとに、委任状を当会社に提出しなければならない。ただし、代理人は当会社の議決権を行使できる株主に限る。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、15名以内とする</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 取締役の選任は、株主総会においてこれを行う。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除いて、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>議決権を行使することができる。</u></p> <p>② 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② 補欠または増員により<u>就任した</u>取締役の任期は、<u>他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第18条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により定める。 ② 取締役会は、<u>取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々若干名を選任することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第19条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日以前にこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。 (新 設)</p> <p>(取締役会の決議) 第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。 (新 設)</p> <p>(取締役会規則) 第21条 取締役会に関する事項は、法令およびこの定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(顧問および相談役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって顧問および相談役を置くことができる。</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② 補欠または増員により<u>選任された</u>取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって選定する。 ② 取締役会は、<u>取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第23条 (現行どおり) ② <u>各取締役および各監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規則) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(顧問および相談役) 第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第23条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第24条 監査役の選任は、株主総会においてこれを行う ② 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② 補欠により就任した監査役の任期は、<u>前任監査役の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第26条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第27条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日以前にこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。 (新 設)</p> <p>(監査役会の決議) 第28条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除いて、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規則) 第29条 監査役会に関する事項は、法令およびこの定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第29条 (現行どおり)</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第31条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第32条 (現行どおり)</p> <p>② <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を招集することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規則) 第34条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期) 第30条 当会社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとし、<u>その末日をもって決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金の支払) 第31条 利益配当金は、<u>毎決算期最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払う。</u> ② 未払いの利益配当金には、利息を付さないものとする。</p> <p>(中間配当金の支払) 第32条 取締役会の決議により、毎年8月末日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載の株主または登録質権者に、<u>商法第293条ノ5の規定に従い、金銭の分配(以下「中間配当金」という)をすることができる。</u> ② 未払いの中間配当金には、利息を付さないものとする。</p> <p>(利益配当金および中間配当金の除斥期間) 第33条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社はその<u>支払の義務を免れる。</u></p> <p>附則 2003年2月期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役の任期については、第25条中「就任後4年内」とあるを「就任後3年内」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第35条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの<u>1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第36条 当会社の<u>期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u> ② 未払いの期末配当金には、利息を付さないものとする。</p> <p>(中間配当) 第37条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として、<u>中間配当をすることができる。</u> ② (現行どおり)</p> <p>(配当の除斥期間) 第38条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお<u>受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(削 除)</p>

以上